



「警察の勧めで示談をしようとしたが不当

な高額賠償金を求められたため拒否し、罰金を国に納めて一件落着!となったのが2年前。ところ

が県から許可の欠格要件に当たる…と言ってきた

た…」との相談がA氏からありました。お話を聞くと、車を運転中に工事現場で起きたトラブルで、暴力から身を守るため相手を振り払おうとしたところ相手の唇に手が当たって

「4月から社保事務所の中に”適用調査課”が

新設され、未加入の事業所の調査に本腰を入れる…国民年金の未納・未加入のかなりの人が本来なら社保に加入すべき人だという

調査結果も…」と国年課の某課長が話してくれま

した。確かに法律は、法人なら社長一人でも加入を義務づけていますし、個人事業でも従業員5人以上は強制加入になっています。一方では、社保料が払えなく脱退していく”偽装倒産”が問題にな

り出血した…という事件で、内容は全くの正当防衛でした。しかし相手が警察へ被害届を出したためおかしな事になりました。建設業の許可は、業法や刑法・労基法等の一定の規定に違反して罰金刑

**安易に罰金で済ませたのが失敗だった…**  
**後で一大事! 欠格要件にご注意!**

に処せられると欠格要件に該当し5年間は認め

られなくなります。入札参加資格も無くなり、結果、経営困難に…。「安易に罰金で済ませたのが失敗だった…」と温厚なA氏は悔やま

れます。理不尽な事件だけに納得がいきません。



っていますが、保険を適用する側と保険料を徴

収する側との不協和音がまた聞こえてきそうです。最近、会計検査院の検査が始まっていますが社保の場合、60~69才の年金受給

**60-69才の未加入者は検査の対象!**  
**在職者でも!**

者がよく対象になります。市民税の所得の種類が

給与所得になっていると本来は厚生年金に加入して減額された年金を受給すべきなのにおかし

い…という事に。厳しい結末が心配です。



当事務所では毎週金曜日の朝9時~10時の間、会議を行います。ご協力をお願いします。